

ニカラグア経済定期報告(2012年7月・8月)

2012年9月

在ニカラグア日本国大使館

1. 7月の動向

(1) 7月3日、輸出手続きセンター(CETREX)の発表によれば、本年上半期の輸出額(フリーゾーン除く)は、昨年同期比で13.07%増の1,437.36百万米ドルであった。主な輸出品目であるコーヒー、牛肉、金が49.8%を占め、引き続き米国が主な輸出先であった。

(2) 7月5日、国会は、関税及び税運営裁判所設立法、自治体運営入札法、税制均衡法改革案をそれぞれ可決した。

(3) 7月9日、バジャルド・アルセ大統領府経済・金融顧問は、経済界や労組関係者に対し、ニカラグア政府の新たな税制改革案を発表した。新たな税制改革案は、2009年の財政均衡改正法の効果により税収が増加しているものの、現在、免税や脱税者の蔓延等により、GDPの約14%に当たる税金が納税されていないこと等を踏まえ、免税制度の見直しと徴税制度の強化によって、更なる税収の増加を図ろうとするものである。

(4) 7月12日、IMFは、2012年のニカラグアに対する第4条協議の完了、及び、ニカラグアに対する長期プログラム契約の事後評価(EPA)の討議に関するプレス・リリースを発表し、健全な政策、高い輸出価格、投資の流入を背景とするニカラグアの堅調な経済回復及び良好なマクロ経済のパフォーマンスを評価する一方、広範囲の貧困と巨額の対外債務へのチャレンジを含め、更なる取り組みが求められる旨コメントした。

(5) 7月24日、6日の国会における法改正案の可決により新設された家族・コミュニティー・協同組合経済大臣にペドロ・アントニオ・ハスラン・メンドサ農村開発庁長官が任命された。

(6) 7月25日、米国政府は、ニカラグアに対し、「米国市民の土地所有権」に関するウェイバーを付与すること及び適用期間は1年間であることを発表したが、ニカラグアの法の規則が損なわれていることについて警告し、現状のように法の規則が損なわれた状況が継続される場合には、ニカラグアの発展に寄与する投資にとって、大きな障害になる旨述べた。

2. 8月の動向

(1) 8月3日、ニカラグア商工会議所によれば、本年上半期の商業活動は、自動車、電化製品、食料品、飲料品等の販売等の需要により15%増加した。

(2) 8月7日、歳入局によれば、本年上半期の税収は、昨年同期比で21.15%増

の605.13百万米ドルであった。

(3) 8月9日、7月の証券取引量は、1994年のニカラグア証券取引所設立以来最高量の4,311百万コルドバを記録した。

(4) 8月13日、COSEP（民間企業最高審議会）は、ニカラグア政府の新たな税制改革案に対する対案を財務省に提出した。同対案は、31のコメントからなっているが、主な提案は、①所得税の税率をニカラグアの競争力を確保するため、現行の30%から中米諸国で最も採用されている25%にまで段階的に下げること、及び、②必要が生じたときには、現行15%である付加価値税の税率を下げることの2点である。また、財務省は、既に、労働界や農牧業界等からの対案も接到している。

(5) 8月18日、ニカラグア中銀によれば、本年上半期の家族送金は、去年同期比で13.5%増の494.3百万米ドルであった。

(6) 8月20日、ゲバラ・ニカラグア中銀総裁は、2012年のニカラグアの経済成長率について、輸出や海外投資のような経済指標の動きを元に、引き続き3.5~4%を予測している旨述べるとともに、IMFとの間の新経済プログラムにかかる交渉の見通しについて、ニカラグア政府が同プログラムについて署名できるのは、2013年となる見通しであることを明らかにした。

(7) 8月22日、労組、政府、民間で構成される最低賃金委員会は、2012年後半の6%の最低賃金の引き上げを批准した。右引き上げは、本年3月に行われた委員会において既に合意されており、9月1日より半年間の適用となる。なお、フリーゾーンについては、本年12月まで有効な3年間の合意により対象外となる。

(了)